

## 会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回六戸町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（川村重光君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、六戸町議会会議規則第124条の規定により、議長において、

2番 松 橋 一 男 君

3番 種 市 正 孝 君

の両名を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期決定前に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

12番、苫米地繁雄君。

議会運営委員長（苫米地繁雄君）

報告いたします。

去る6月26日告示となり、本日招集されました令和2年第3回六戸町議会臨時会の会期等に関して、本日午前9時より議会運営委員会を開催し審議した結果、本臨時会の会期は別紙日程案のとおり、本日7月6日の1日間とすることに決定いたしましたので、議員各位には当委員会の決定にご賛同くださるようお願い申し上げまして、報告といたします。

議 長（川村重光君）

議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日7月6日の1日間と決定いたしました。

次に、日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第4 提出議案の一括上程を議題といたします。

本臨時会に町長より提出されました議案は、報告第3号、議案第35号及び議案第36号の3件であります。これを一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（吉田 豊君）

皆様、改めまして、おはようございます。

早速ではございますが、提案理由説明をさせていただきたいと存じます。

令和2年第3回六戸町議会臨時会の開会に当たり、議員各位のご参集を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

本臨時会では、報告1件、議案2件、計3件のご審議をお願いいたします。

それでは、本臨時会に提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分の報告について申し上げます。

その内容は、メイプルバスが建物の屋根部分と接触し損傷させた事故の損害賠償額につい

て、専決第15号により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

議案第35号 財産の取得について申し上げます。

本案は、六戸町スクールバス（中型バス）購入について、購入契約を締結するため提案するものであります。

議案第36号 財産の取得について申し上げます。

本案は、六戸町スクールバス（小型バス）購入について、購入契約を締結するため提案するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重ご審議の上、ご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

議 長（川村重光君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第5 報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

おはようございます。

それでは、報告第3号 専決処分の報告について説明いたします。

議案書の1ページからになります。2ページ、3ページをご覧ください。

本件は、令和2年2月8日、八戸市市川町字長者久保8番3のゴルフ関連施設において、町のメイプルバスが当該施設の屋根部分と接触し損傷させたもので、この示談が成立し、令和2年6月18日に損害賠償の額9万6,800円を専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

なお、損害賠償の額は、その全額が全国町村会総合賠償補償保険により支払われております。

以上で報告第3号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりました。質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第6 議案第35号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長 (長谷 智君)

本議案と次の議案第36号につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、スクールバスにおける密閉・密集・密接の状況を避けるために、新たに中型バス並びに小型バスを購入するものであります。

それでは、議案第35号についてご説明いたします。

議案書は4ページになります。

併せて補足資料の1ページをご参照願います。

本議案は、次のとおり財産を取得するため契約を締結するものであります。

取得する財産名、六戸町スクールバス (中型バス) 1台。

契約金額、2,105万4,000円。これは、消費税を含むものでございます。

契約の相手方、住所、十和田市大字三本木字千歳森174番地2。会社名、いすゞ自動車東北株式会社、青森支社十和田支店。代表者名、支店長、山下聡。

なお、納期及び入札結果につきましては、補足資料に記載してありますので、ご参照ください。

以上で議案第35号の説明といたします。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 財産の取得については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第36号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長 (長谷 智君)

議案第36号についてご説明いたします。

議案書は6ページになります。

併せて補足資料の2ページをご参照願います。

本議案は、次のとおり財産を取得するため契約を締結するものであります。

取得する財産名、六戸町スクールバス（小型バス）1台。

契約金額、862万4,000円。これは、消費税を含むものでございます。

契約の相手方、住所、十和田市東三番町38番27号。会社名、青森三菱ふそう自動車販売株式会社、十和田営業所。代表者名、所長、風穴明宏。

なお、納期及び入札結果につきましては、補足資料に記載してありますので、ご参照ください。

以上で議案第36号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 財産の取得については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和2年第3回六戸町議会臨時会を閉会いたします。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

閉会（午前10時11分）